

位置図



現場説明書

1

令和8年7月10日以降調達公告適用

工 程	①（他工事等との調整） <u>本工事</u>については、<u>改良20工区</u>と関連するので相互の連絡調整を密にすること。 ~~②（部分完成、善工保留）~~ ~~_____については、_____まで_____（すること、しないこと）。~~ ③（施工時間） 本工事の施工時間帯は、昼間施工（8：00～17：00）を見込んでいる。 ~~_____の施工時間は、_____とする。~~ ~~④（余裕期間設定工事）~~ 本工事は、鳥取県余裕期間設定工事に係る実施要領（平成28年6月9日付第201600036328号県土整備部長通知）の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。 ~~工期については、調達公告のとおりとする。~~ ~~⑤（鋼材の調達の遅れによる工期の延長）~~ この工事の工期には、鋼材調達期間として、_____ヶ月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。 ⑥（週休2日工事） 本工事は、鳥取県県土整備部週休2日工事実施要領（平成30年3月12日付第201700297117号県土整備部長通知）の対象工事である。https://www.pref.tottori.lg.jp/277262.htm に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い週休2日工事に努めること。 なお、治山工事及び林道工事の費用については、鳥取県治山工事及び林道工事における週休2日の取得に要する費用計上実施要領（令和6年4月26日付第202400033117号森林・林業振興局長通知及び第202400031869号治山砂防課長通知）によるものとし、港湾工事及び漁港工事の費用については、最新の工事積算基準の「港湾工事及び漁港工事における週休2日の取得に要する費用の計上について」によるものとする。
用地関係	~~①（用地、物件等未処理）~~ 本工事区間の _____ には _____ があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、 _____ 頃 _____ の予定である。
支 障 物 件	①（埋設物等の事前調査） 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・（水道・下水道・電気・通信・ガス・その他 _____）について調査済み〕である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、（水道・下水道・電気・通信・ガス・その他 _____）であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 ②（支障物件） <u>交差点改良区間</u>の施工に当たって、<u>中電柱及びN T T柱が支障となっているが、令和9年1月に新柱設置後、順次架空線の移設を行い、3月に抜柱が完了する見込みである。</u>このため、電柱管理者と施工スケジュールを入念に確認を行うと共に、本工事の着手可能な範囲については先行して実施すること。なお、電柱移設が予定どおり処理できない場合は別途協議する。 ③（立木の置き場所） 工事用地内の立木は伐採し、 _____ に置くこと。
公 害 対 策	①（低騒音型・低振動型建設機械） 本工事のうち<u>No.-1付近の福祉施設周辺</u>については、特に生活環境を保全する必要があるので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 <u>該当工種：構造物とりこわし工（無筋構造物）</u> <u>施工機械：大型ブレーカーまたはC o 圧碎機</u> <u>該当工種：舗装版破碎、</u> <u>施工機械：バックホウ用アタッチメント（コンクリート圧碎装置（大割機））</u>

現場説明書

2

安全对策

①（交通安全施設等）

一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。

交通誘導員A 人 交替要員 人 1日あたり合計 人 配置日数 日
工事全体合計 人・日

交通誘導員 B	<u>30人</u>	交替要員	<u>28人</u>	1日あたり合計	<u>2人</u>	配置日数	<u>30日</u>
工事全体合計		58人・日					

警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。

交通誘導員Ａとは、警備業法第２条第４項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第１条第４号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る１級検定合格警備員又は２級検定合格警備員をいう。

また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。

なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。

濁水處理

① (濁水処理)

工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難い場合は別途協議すること。

また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理についても、舗装の切断作業時に発生する排水の処理について（平成24年3月27日付第201100201443号水・大気環境課長通知）

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1141896/120327hosousetudan.pdf>)に基づいて適正に処理すること。

【建設発生土（処理）】

~~① (他工事等流用)~~

建設発生土は、 市・町・村 地内の 工事現場に運搬
(片道運搬距離 km) するものとする。

② (建設技術センター)

建設発生土は、市・町・村 地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離 km）するものとする。なお、処理費として 1m^3 当り 円 をセンターに支払うこと。
センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。
~~（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数 200kN/m^2 以上）~~

③ (民間残土受入地)

建設発生土は 米子市尾高 地内の 有限会社小倉興産 に運搬（片道運搬距離 13.2 km）するものとする。なお、処理費として 1m^3 当たり 1,700 円 を 管理者 に支払うこと。

民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上）

④ (土質改良プラント)

建設発生土は、市・町・村地内の に運搬（片道運搬距離
km）するものとする。なお、処埋費として1m³当り 円を に支払うこと。
土質改良プラントへ搬出する土砂の土質は、各プラントが指定している土質性状同等以上とす
ること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上）

【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】

① (分別解体等)

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。

コンクリート塊 1m³当り 10,030 円

アスファルト塊	1m ³ 当り	538.1	円
---------	--------------------	-------	---

~~建設発生木材 1m³当り 円~~

~~② (他工事等流用)~~

〔コサ割材・ 〕は、 市・町・村 地内 工事で使用するものとする。

建設副産物の処理

②（バイオマス発電燃料加工施設への搬出）

建設発生木材は、市・町・村 地内の のバイオマス発電燃料加工施設への搬出（片道運搬距離 km）を想定し、1 t 当り 円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、理由を付して協議を行うこと。

なお、公共工事で伐採する尖障木は、一般本質バイオマスとして区分される。一般本質バイオマスであることは、立木の所有者（鳥取県）自らにより由来を証明することを基本とするが、伐採・運搬を行う者が由来を証明する場合は、鳥取県森林組合連合会が登録・審査した認定団体でなければならない。当該工事は、〔所有者（鳥取県）・伐採・運搬を行う者〕により由来の証明を行うこととしているため、着手にあたっては事前に監督員に確認すること。

④（木材市場等へ売却）

建設発生木材は、市・町・村 地内の への搬出（片道運搬距離 km）を想定し 円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。

⑤（再資源化施設へ搬出）

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。

なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。

（施設の名称・
受入れ費用）

コンクリート塊 米子市夜見町 地内の 株式会社大成商事
（運搬距離 3.2 km）、費用 1 t 当り 1,200 円
アスファルト塊 米子市和田町 地内の カネックス株式会社
（運搬距離 8.4 km）、費用 1 t 当り 1,300 円
建設発生木材 市・町・村 地内の
（運搬距離 km）、費用 1 t 当り 円
その他（ ） 市・町・村 地内の
（運搬距離 km）、費用 1 t 当り 円

（受入れ時間帯）
（受入れ条件）

8 時～17 時（平日）
ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。
イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。
ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 cm 以下、長さ m 以下であること。
エ 2 次公害発生の恐れのある物質（廃油等）を含まないこと。

⑥（最終処理等）

については、市・町・村 地内の産業廃棄物処理場への搬出（片道運搬距離 km）を想定し、その費用として1 t 当り 円を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

⑦（産業廃棄物の処理に係る税）

産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、 円見込んでいる。

⑧（伐木工の数量）

伐木工は伐木工歩掛（平成27年8月12日付第201500076595号鳥取県県土整備部技術企画課長通知）に基づき参考数量で算出しているため、実績について見積もり等により監督員に協議を行うこと。

⑨（建設発生木材の出来形数量）

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工 種	項 目	規 格	摘 要
建設発生木材 運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。 なお、マニフェストで運搬量（体積(空m3)）が確認出来る場合は、計測、写真管理は不要とする。	
建設発生木材 搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑩（マニフェスト）

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

建設副産物の使用	①（建設発生土の使用） ~~_____~~ 工事から〔本工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：~~_____~~ に使用する。 ②（再生資材の使用） ~~ア Co雑割材は、_____ 工事から運搬し、使用箇所：_____ に使用する。~~ ~~イ アスファルト・コンクリート切削屑等は、_____ 工事から運搬し、使用箇所：_____ に使用する。~~ ウ 再生クラッシュラン〔規格：Rc-40〕は、使用箇所：各種基礎材、路盤材 に使用する。 ~~エ 再生コンクリート砂〔規格：RS _____〕は、使用箇所：_____ に使用する。~~ オ 再生加熱アスファルト混合物〔規格：再生密粒度、再生密粒度改質Ⅱ型、再生粗粒度〕は、使用箇所：歩道表層（乗入部Ⅲ）、車道表層、車道基層 に使用する。 ~~カ その他再生資材〔資材名：_____〕〔規格：_____〕は、使用箇所：_____ に使用する。~~ キ 本工事において、再生クラッシュランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該砕石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生砕石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生砕石の確保も難しいと判断された場合には、新材を使用することとし、設計変更の対象とする。 ク 本工事において、粒度調整砕石の使用は新材を想定している。ただし、受注者が再生材の使用を希望する場合には、受注者において供給状況を確認し、再生材の使用について協議することとし、設計変更の対象とする。
工事用道路	①（農地の一時転用について） ~~本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する目的で、受注者が農地を借地する場合は、事前に所轄農業委員会と協議を行い、農地法第5条第1項に基づく農地一時転用の許可を得ること。~~ ~~【令和5年4月1日時点で、前工事等の請負業者が一時転用している農地を継続して利用する場合は、以下も記載する。（該当がなければ記載を削除）】~~ ~~受注者は、前工事等の請負業者が農地一時転用している農地を継続して利用する場合、速やかに変更報告書を作成の上、所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。~~ ②（農地の賃貸借） ~~ア _____の用途に使用するため、_____市・町・村_____番地を賃貸借すること。~~ ~~イ 土地賃貸借契約書に「鳥取県との建設工事請負契約に基づき、土地の貸借権は鳥取県が有することとし、原状復旧の責は鳥取県が負い、受注者がその任に当たるものとする。」を明記すること。~~ ~~ウ 賃貸人に賃貸借料を支払うこと。~~ ~~エ 工事完了後、速やかに農地の原状に復旧すること。~~ ~~オ イにより契約した地番における、農地一時転用許可は不要である。~~
その他	①（自社施工） 本工事においては、大型標識工（標識基礎を除く）のうち少なくとも_____千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより自社施工しなければならない。 ②（工事名称） 工事標示板に記載する名称は、契約工事名 とする。 なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。

③（景観評価）

ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である~~・ではない~~〕。
イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。

④（工事成績評定）

本工事は、工事成績評定要領第5の1に基づく工事成績評定の対象と〔する~~・しない~~〕。工事成績評定の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ・オ〕に該当するため。
~~ア 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあつては、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。）が、500万円未満の一般土木工事及び250万円未満の建築・設備工事~~
~~イ 鳥取県の管理する道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路に限る。）・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるものを除く。）することを目的として発注された工事（年間維持、港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵芥処理工事）~~
~~ウ 災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事~~
~~エ 機器の納品、部品取替等の建設工事（融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置工事等）~~
~~オ 工事目的物を伴わない建設工事（旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等）~~

⑤（監督体制）

本工事は監督体制は〔一般~~・重点~~〕監督とする。
重点監督の工種は_____とし、その他の工種は一般監督とする。
なお、鳥取県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。

⑥（三者協議）

~~本工事は、（対象工事の区分を記載）工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。（重点監督工事等に適用）~~

⑦（技能士常駐）

~~本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。~~
~~ア 技能士種別：_____技能士、該当工種：_____工、特記事項根拠：_____頁~~
~~イ 技能士種別：_____技能士、該当工種：_____工、特記事項根拠：_____頁~~
~~ウ 技能士種別：_____技能士、該当工種：_____工、特記事項根拠：_____頁~~

⑧（電子納品）

情報共有システムを利用する工事は、原則として工事完成図書を電子納品すること。ただし、止むを得ない事情がある場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。
情報共有システムを利用しない工事であっても、受注者が電子納品を希望する場合は、監督員と協議の上、電子納品対象工事とする。
電子納品に当たっては、<https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従い適正に納品すること。
オンライン電子納品を実施する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/318010.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新のオンライン電子納品試行要領（令和6年6月12日付第202400071599号技術企画課長通知）に従うこと。

⑨（情報共有システム）

情報共有システム（以下「システム」という。）を利用すること。
ただし、情報共有システムの利用を希望しない場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。
システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

⑩（寒中コンクリート）

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」（平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知）に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

その他の

⑪（建設機械の賃料の採用単価）

建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン、高所作業車及び橋梁点検車は、通常単価を採用し、その他の建設機械は長期割引単価を標準としている。
通常単価を採用した建設機械〔無し~~有り~~）〕

⑫（現場環境改善）

本工事は、現場環境改善（率計上分）実施対象工事と〔する~~しない~~〕。
下表の内容のうち原則として各費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの実施内容を実施すること。
実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。
地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容（目的に資するものであること）について監督員の確認を受けること。
1 内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。
また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

計上費目	実施内容
仮設備関係	1. 昇降設備の充実, 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実, 4. 作業負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の充実 3. 現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策 5. （港湾・漁港工事のみ）防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等

⑬（熱中症対策）

熱中症対策について <https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm> に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。
また、気象庁から高温注意報（最高気温35℃以上が予想される場合）が発表された日においては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

⑭（現場管理費補正）

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（令和元年6月12日付第201900066875号県土整備部長通知）の対象工事である。
熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/285759.htm> に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。

~~⑮（日本芝生産地への配慮）~~

~~日本芝の生産に配慮した植生工について（令和2年2月27日付第201900200342号県土整備部長通知）（<https://www.pref.tottori.lg.jp/200178.htm>）に基づき、日本芝を生産するほ場と、その前後も含めたほ場に隣接する法面においては、植生工にバミューダグラスの使用を禁止する。ア〔張芝工・筋芝工〕は、日本芝の〔野芝・高麗芝〕を使用すること。イ〔植生基材吹付工・客土吹付工・種子散布工・枠内吹付工〕に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。配合種子は監督員と協議のうえ決定すること。ウ〔わら芝工・植生シート工・植生マット工〕に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。バミューダグラスの代替えの種子として〇〇を使用し、材料費として1㎡当たり〇〇円を見込んでいる。~~

⑫ (ICT 活用工事[受注者希望型(LightICT を含む)])

本工事は、受注者希望型(LightICT を含む)の対象工事であるので、最新の「ICT 活用工事特記仕様書(受注者希望型)」によること。

仕様書の改定状況は<https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm>を参照すること。

~~⑬ (土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事)~~

~~本工事は、労働安全衛生規則第2編第12章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。~~

~~安全対策について、<https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htm>に掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。~~

~~⑭ (標示板の設置)~~

~~本工事は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の工事種類について「国土強靱化対策工事(5か年加速化対策)」と標記すること。~~

~~標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について(令和3年6月1日付け 国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 事務連絡)を参考にする。~~

⑬ (CCUS 活用推奨工事[受注者希望型])

本工事は、受注者希望型の対象工事である。CCUS の活用を希望する場合は、最新の「鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事(受注者希望型)特記仕様書」によること。

仕様書の改定状況は<https://www.pref.tottori.lg.jp/291820.htm>を参照すること。

⑭ (遠隔臨場)

本工事は、遠隔臨場の対象工事である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。

⑮ (快適トイレの試行)

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- (13) 擬音装置(機能を含む)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設置基数は現場毎に必要な性を協議の上決定すること。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督員と協議の上、試行の対象外とする。

②② (大型コンクリートブロック積擁壁)

~~大型ブロック及び基礎コンクリートは〇〇〇〇〇〇〇〇(製品名を記載)(以下「想定製品」という。)同等以上の品質を有すること。なお、想定製品以外の製品を使用する場合は、その製品に合わせた構造図、展開図等の作成及び擁壁高が8.0mを超える場合は地震時の安定性の検討を行い、事前に監督員の承諾を得ること。~~

②③ (けんせつトリピーのデザイン使用)

鳥取県が著作権を有するけんせつトリピーのデザインは、工事看板、工事案内チラシ等、工事をPRする目的に無料で使用できるので、積極的に活用すること。使用に当たっては、鳥取電子申請サービスから届出を行うこと。(届出送信後は、すぐに画像データを使用可能となる。)



【鳥取電子申請サービス】

<https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/> (けんせつトリピーで検索)

②④ (下請契約等)

下請契約を締結する場合は、最新の鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針(<https://www.pref.tottori.lg.jp/211686.htm>)に基づき、適正な下請契約とすること。

また、適切な賃金水準の確保と社会保険等への加入の徹底に努めること。

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/873746.htm#itemid873746> 参照)

②⑤ (中東情勢の変化に伴う建設資材の設計変更)

本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下「調達検討資材」という。)の調達に必要となる経費について設計変更の対象工事である。

設計変更を希望する場合は、調達公告時点で最新の中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更要領(<https://www.pref.tottori.lg.jp/117322.htm>)に基づき、監督員と協議すること。

本工事における調達検討資材は下表を想定している。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議すること。

調達検討資材

資材名	規格	設計数量	単価適用年月
塩化ビニル管	φ〇〇mm	〇〇m	R〇. 〇
塗料用シンナー	〇〇用シンナー	〇〇L	R〇. 〇

※工事内容に応じて調達検討資材を記載すること

②⑥ (勤務時間外における電話連絡)

受発注者間の電話連絡は、緊急時や安全上やむを得ない場合を除き、原則として平日の勤務時間内(8時30分～17時15分)に行うこと。

その他

【その他】

㉗（交通誘導警備員の変更について）

交通誘導警備員の配置に当たっては、交通規制内容に応じて公安委員会等と協議して決定すること。協議・調整の結果、交通誘導警備員配置人数等は設計変更の対象とするので、監督員に協議すること。

㉘（工種の追加について）

当工事は、街路両三柳線改良工事の最終工程に位置付けられている。このため、事業範囲内で追加指示する事項が想定されるため、受注者は可能な限り応じること。

㉙（歩道内の植栽樹撤去について）

No. -1 付近の歩道に隣接する店舗の駐車場において、県道両三柳後藤停車場線に面する出入り口を調整することとしている。これにより、歩道内の植栽樹が支障になることが考えられるため、撤去の指示を想定している。なお、撤去数については隣接店舗と調整により決定とする。

㉚（地下水発生等による水替工について）

当工事の施工において、構造物設置の床掘時に地下水が確認され水替工が必要となる場合は、地下水発生状況及びその対策工法を検討し、監督員と協議すること。

㉛（地下埋設物について）

当工事の範囲においては平成26年度に埋設物調査を行っているが、その後に上水及び下水等の移設を行っていることから、詳細の位置が不明である。このため、着手前には入念に管理者へ確認を行い、工事の支障になる等の事案が発生した場合は、速やかに監督員と協議すること。

㉜（仮置場について）

当工事の施工範囲内には、C o 殻、A s 殻及び発生土を仮置きするスペースが無い場合、別途仮置場を受注者で確保すること。民地を借地する場合、これに必要な借地料は別途協議すること。なお、当初設計では現場から仮置場までの運搬距離を2.0km以内のDID区域外を想定しているが、決定した仮置場で設計変更を行う。

㉝（施工時間について）

昼間施工（8：00～17：00）を見込んでいるが、背後地店舗等との調整により、施工時間を変更する必要がある場合は、別途協議を行うこと。

㉞（地中内の支障物について）

当工事の施工範囲に隣接する店舗の敷地（No. -1 付近）は、一部、当事業で道路用地として取得しているが、その取得範囲内に、看板支柱がGL-0.5m程度の深さで存置されているため、工事の支障となる場合は、その処理の方法等を別途協議すること。

㉟（本工事における移設物について）

当工事の施工範囲内の信号機2基（No. -1 付近：歩道用信号機、No. 1 付近：車道用信号機）については、当工事で移設を行う。現在、移設先等について管理者（警察）が検討中であり、11月初旬を目途に、移設先及び移設方法等を示した仕様書が提示される予定である。このため、仕様書が提示された後に移設を指示する。

※ 明示する項目を 部分に記入または追記し、不要部分は「－」で削除して使用すること。

(様式－２)

通 知 書

第 号
令和 8 年 月 日

鳥取県西部総合事務所長 荒田 すみ子 様

発注者職氏名 鳥取県西部総合事務所長 荒田 すみ子
(公印省略)
住 所 米子市糺町一丁目 1 6 0 番地

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規程により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所 属 名	鳥取県西部総合事務所米子県土整備局道路都市課都市計画担当		
	フリガナ 担当者氏名	係長 ガンズ ヨシヒデ 雁津 佳英		
	電 話 番 号	0 8 5 9 - 3 1 - 9 7 3 3		
工事の内容	工事の名称	街路両三柳中央線標識設置工事（3 工区）（補助）		
	工事の場所	米子市両三柳		
	工事の概要	工事の種類 ☐建築物に係る解体工事 ☐建築物に係る新築又は増築の工事 ☐建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの ☒建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（ 交差点改良・標識設置 ）注 1 工事の規模 建築物に係る解体工事 用途、階数、工事対象床面積㎡ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途、階数、工事対象床面積㎡ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途、階数、請負代金 万円（税込） 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 円（税込）		
	工 期	令和 8 年 月 日 ～ 令和 9 年 月 日 工事着手予定日：令和 8 年 月 日		
	請 負 者	会 社 名	代理人氏名	
	所 在 地			
	電 話 番 号	ファクシミリ		

※受付番号：

注 1）建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。（例：舗装、築堤、土地改良等）

添付資料 ☐別表 1 ☐別表 2 ☒別表 3
 ☒位置図 ☒設計図（平面図）

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他()		
工事の種類		☒ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☒ その他(交差点改良・標識設置工事)		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		☒ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☒ アスファルト・コンクリート ☐ 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数____年 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☒ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()		
工作物に関する調査及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所		作業場所 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他()	
	搬出経路		障害物 ☐ 有() ☒ 無 前面道路の幅員 約__10__m 通学路 ☒ 有 ☐ 無 その他()	
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)		☐ 有 () ☐ 無	
	他法令関係 (解体・維持・修繕工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法 石綿則)	☐ 有 特定建設資材への付着(☐ 有 ☐ 無) ☐ 無	
	その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設		仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工		土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎		基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造		本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品		本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()		その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における⑤→④の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()		
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み (全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)		種類	量の見込み 使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
			☒ コンクリート塊	15 ☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☒ ⑤ ☐ ⑥
			☒ アスファルト・コンクリート塊	29 ☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☒ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
			☐ 建設発生木材	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

法令等による規制状況調査

工事名	街路両三柳中央線標識設置工事(3工区)(補助)	工事場所	米子市両三柳					
法令等	関係条文(必要手続き等)	手続の 要否	申請先	申請等年月日	許可等年月日	許可等期間	許可書等 写し添付	備考
道路法	□24条(道路管理者以外の者の 行う工事の承認申請)	要・否					□	
	□32条(道路の占用の許可申 請)	要・否					□	
	■95条の2(公安委員会との調 整)	要・否	鳥取県公安委 員会	R3.10.25 R5.12.22	R4.1.19 R6.1.22		□	計画同意済
河川法	□20条(河川管理者以外の者の 行う工事の承認申請)	要・否					□	
	□24条(河川の占用の許可申 請)	要・否					□	
	□26条(工作物の新築等の許 可申請)	要・否					□	
	□27条(土地の掘削等の許可 申請)	要・否					□	
鳥取県砂防指定 地等管理条例	□4条1項(砂防指定地内にお ける行為、占用の協議)	要・否					□	
地すべり等防止 法	□18条(地すべり防止区域に おける行為の許可申請)	要・否					□	
急傾斜地の崩壊 による災害防止 に関する法律	□7条4項(急傾斜地崩壊危険 区域内における行為の協議)	要・否					□	
農地法	□4条1項(転用の許可申請)	要・否					□	
森林法	□10条の8(伐採及び伐採後の 造林の届出等)	要・否					□	
	□27条(保安林の指定解除申 請)	要・否					□	
	□34条(保安林における立木 伐採の許可申請)	要・否					□	
鳥取県漁業調整 規則	□48条(漁場内の岩礁破砕等 の許可)	要・否					□	
文化財保護法	□94条(埋蔵文化財包蔵地の 発掘の通知)	要・否					□	
	□125条1項(史跡名勝天然記 念物の現状変更等の許可申 請)	要・否					□	
自然公園法	□20条3項(特別地域における 行為の許可申請)	要・否					□	
	□21条3項(特別保護地区にお ける行為の許可申請)	要・否					□	
	□33条1項(普通地域における 行為の届出)	要・否					□	
鳥取県立自然公 園条例	□16条1項(特別地域における 行為の協議)	要・否					□	
	□16条2項(普通地域における 行為の通知)	要・否					□	
自然環境保全法	□25条4項(特別地区における 行為の許可申請)	要・否					□	
	□27条3項(海域特別地区にお ける行為の許可申請)	要・否					□	
	□28条1項(普通地区における 行為の届出)	要・否					□	
鳥取県自然環境 保全条例	□20条1項(特別地区における 行為の協議)	要・否					□	
	□20条2項(普通地区における 行為の通知)	要・否					□	
採石法	□42条の2(国等に対する適用)	要・否					□	
砂利採取法	□43条(国等に対する適用)	要・否					□	
土壌汚染対策法	■4条1項(土壌汚染のおそれ がある土地の地質変更の届	要・否	西部総合事務 所	R5.1.25	R5.2.21		□	
	□ 届出不要		①掘削面積	m2	②盛土面積	m2	合計 (①+②)	m2
	※掘削、盛土面積は、事業箇所全体における面積を記入すること。(工事毎の面積ではない) ※掘削及び盛土部分の合計の面積が3,000m2以上となる場合は届出が必要。ただし、盛土のみの場合は届出不要。							
景観法	□16条5項(景観計画区域内に おける行為着手前の通知)	要・否					□	
都市計画法	□34条の2(開発行為の協議)	要・否					□	都市計画事 業として実施
水路業務法	□6条(海上保安庁以外の者が 実施する水路測量)	要・否					□	
	□19条1項(水路関係事項の通 報)	要・否					□	
漁業対策協議会 規約	□(事業調整会議等での協議)	要・否					□	
鳥取県景観形成 条例	■20条第1項(鳥取県公共事業 景観形成指針第4 景観評価)	要・否	鳥取県生活環境部 くらしの安心局		H26.7.29評価		□	
その他	例)法定外公共物等	要・否					□	

注) 1 許可(承認)書の写しを添付すること。

2 手続の要否について確認した方法を備考欄に記載すること。例) 管内図で確認、所管課に事前協議、対象規模要件外 など

2 道路（国道、県道、県代行道路、農道、林道及び配水管工事含む）の整備

年度	8	工事名	街路両三柳中央線標識設置工事（3工区）（補助）	段階	配慮必要数			配慮実施数		配慮指数	
				実施	①	1 4		②	②／①		
基本方針	環境配慮項目 環境配慮の着目点（括弧番号） 環境配慮事項（○番号）				配慮すべき段階			環境配慮事項に係る実施状況			
					調査計画	設計	実施	配慮必要	配慮した	事業特性を踏まえ、配慮事項としての配慮の是非等	
1 循環を基調とする経済社会システムの実現	(1) 自動車交通に伴う大気環境への影響の低減 ① 交通網の整備により交通量の分散化、交通流の円滑化を図り、沿道環境の改善を推進する。				○						
	② 防音壁や環境施設帯の設置について配慮する。				○	○		—			
	③ 低騒音舗装の採用について配慮する。					○					
	(2) 建設機械、車両の移動に伴う周辺環境への影響の低減 ① 工事施工に際して、騒音、振動防止等に配慮した工法や建設機械及び機械設備を採用する。					○	○	○			
	② 工事中の汚水、濁水の発生の低減に努める。					○	○	○			
	③ 排出ガス対策型の車輛や機械を使用する。					○	○	○			
	(3) 建設副産物対策の実施 ① 建設廃棄物の発生抑制、分別の徹底、再資源化、適正処理を実施する。					○	○	○			
	② 建設発生土の発生抑制、有効利用、適正処理を実施する。					○	○	○			
	③ 再生骨材、再生砕石等の再生資源を利用する。					○	○	○			
	④ 建設発生木材の有効利用、適正処理を実施する。					○	○	○			
	(4) 建設資材の省資源化 ① コンクリート、アスファルト、鉄等の建設資材の省資源化に努める。					○	○	○			
	② 型枠、諸部材等の使用については、永く使える資材の選定、反復利用及び再利用に努める。					○	○	○			
	【備考】										
2 自然と人間との共生の確保	(1) 貴重な自然の改変を回避し、又は影響の最小化 ① 貴重な自然等保全対象を把握する。				○						
	② 貴重な動植物の生息・生育地の消失を回避する。				○						
	③ 回避できない場合は、自然環境の改変の少ない線形や代替措置に努める。				○	○					
	(2) 身近な自然の保全及び影響の低減 ① 改変量の少ない道路構造の形式・形状を工夫する。					○					
	② 道路照明や前照灯による影響の低減に資する配慮をする。					○					
	③ 自然の水循環を確保するための配慮をする。					○					
	④ 森林を通過する場合は林縁植栽等により自然林への影響の低減に努める。					○					
	(3) 必要に応じて、動植物の生息・生育環境の復元、創出 ① 動物の移動経路の確保、侵入防止のための配慮措置側溝等における配慮をする。					○					

3 地球環境 保全に 向けた 活動の 推進	② 貴重種や重要種の代替生息地の創出及び貴重な植物の移植等代替生息地の確保に努める。		○				
	③ 在来種の活用、表土の復元により地域特有の生息・生育環境の復元に努める。		○				
	④ 必要に応じ、のり面、環境施設帯等を活用した生物生息空間の創出に努める。		○				
	(4) 工事中の周辺環境への影響の低減		○	○	○		
	① 濁水の発生、騒音の発生等の水辺環境への影響の低減に努める。		○	○	○		
	② 工事に伴って一時的に改変する自然環境の復旧に努める。		○	○	○		
	③ 工事の施工に際して、環境保全に配慮した施工計画を策定する。			○	○		
	【備考】						
3 地球環境 保全に 向けた 活動の 推進	(1) 地球温暖化防止対策の推進		○				
	① 自然エネルギー、省エネルギータイプの道路施設の導入に努める。		○				
	② 県内木材の使用など地域の自然素材の活用に努める。		○	○	○		
	③ 省資源、省エネルギーに配慮した建設資材の活用に努める。		○	○	○		
	④ CO ₂ の吸収、ヒートアイランド現象の緩和等に資する道路空間の緑化を推進する。		○				
3 地球環境 保全に 向けた 活動の 推進	【備考】						

道路工事抑制期間中の対応に関する特記仕様書

令和6年8月28日調達公告以降
西部総合事務所米子県土整備局

1 全般

県内各地で渋滞の発生が予測される**ゴールデンウィーク期間、夏季観光・帰省ラッシュ期間及び年末年始期間及びその他イベント等（以下「道路工事抑制期間」という。）**は著しい交通量の増加が予想されるため、契約期間内に道路工事抑制期間を含む工事は円滑な交通の確保及び事故防止に万全を期すること。

2 対象期間

道路工事抑制期間は、下記ホームページより確認すること。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/223440.htm>

（道路企画課／道路建設課ホームページ「工事等による通行規制情報」に掲載）

3 道路交通の確保

工事施工中の場合は仮復旧等の措置を施し安全の確保に努め、原則として交通開放すること。
なお施工上、交通開放できない場合においては、片側通行による交通の確保に努めること。

4 保安措置

保安施設設置基準により保安施設を措置するとともに、特に次の点を徹底すること。

- （1）工事用機材、車両及び土砂等の資材を交通の支障となる場所には置かないこと。
- （2）河川工事については、増水時に工事用機材、車両及び土砂等の資材が流されないように十分な対策や対応を行うこと。
- （3）工事現場には、工事標識、バリケード等を配置し、一般の人が立ち入らないよう措置するとともに、特に人の往来や交通量の多いところでは、夜間赤色保安灯及び黄色回転灯を設置すること。

5 その他

- （1）仮復旧又は砂利道等の状態で交通開放する場合は、陥没・不等沈下及び段差が生じないようにすること。
- （2）片側通行箇所においては、車両の誘導及び信号機等のバッテリー残量に十分注意すること。
- （3）道路上で工事作業員が交通事故にあうことのないよう十分注意すること。
- （4）豪雨時には河川巡視及び堤防や地山の点検等を十分に実施すること。
- （5）道路工事抑制期間中の連絡系統・現場巡視体制を監督員に提出し、必ず実行すること。（休む前の現場状況を写真に撮っておくこと。一日一回以上の現場巡視を行い、異状発生時には速やかに現場対応を行うこと。）
なお、連絡系統・工事巡視体制は道路工事抑制期間の開始1週間前までに監督員に提出すること。
- （6）現場巡視は、二人以上で行うこと。

数量総括表

工 事 数 量 総 括 表							
工事区分	工種	種別	細 別	規 格	単位	設計数量	摘要
道路改良							
	排水構造物工						
		作業土工					
			床掘り	土砂	式	1	現場→仮置場搬出
			埋戻し	最大埋戻幅1m未満	式	1	仮置場→現場搬入
			土砂等運搬	土砂	式	1	
			残土処分		式	1	
		側溝工					
			プレキャストU型側溝	PU5-300B	m	20	
			固定蓋式側溝	縦断用, B300-H400	m	24	
				縦断用, B300-H500	m	40	
				縦断用, B300-H600	m	16	
				縦断用, B300-H700	m	6	
			自由勾配側溝	縦断用, FSL-B300-H400	m	17	
				縦断用, FSL-B300-H500	m	3	
			インバートコンクリート	$\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$	式	1	
			側溝蓋	コンクリート蓋, PUC5-300, L=0.5m	枚	35	
				落としふた式用グレーチング蓋, B300, L=0.5m	枚	5	
			縁石一体蓋	セミフラットタイプ	m	27	
				セミフラットタイプ, 乗入用	m	12	
				フラットタイプ	m	15	
				フラットタイプ, 乗入用	m	14	
				横断歩道用	m	19	
			自由勾配側溝用蓋	コンクリート蓋, 車道用, B300, L=0.5m	枚	6	
				コンクリート蓋, 歩道用, B300, L=0.5m	枚	12	
	構造物撤去工						
		構造物取壊し工					
			コンクリート構造物取壊し	無筋構造物	m	7	
			舗装版切断	$t \leq 15\text{cm}$, アスファルト舗装版	m	92	
			舗装版破碎	$t \leq 15\text{cm}$	m ²	268	
		運搬処理工					
			殻運搬処理	コンクリート殻	m ³	7	15.3 t

工 事 数 量 総 括 表							
工事区分	工種	種別	細 別	規 格	単位	設計数量	摘要
				アスファルト設	m3	13	29.4 t
舗装							
	舗装工						
		アスファルト舗装工（車道）					
			下層路盤	再生クラッシャーラン, RC-40, t=30cm	m2	89	
			上層路盤	粒度調整碎石, M-30, t=10cm	m2	89	
			基層	W<1.4m 再生粗粒度 t=5cm	m2	89	
			表層	W<1.4m 再生密粒度, 改質Ⅰ型, t=5cm	m2	89	
		アスファルト舗装工（歩道）					
			下層路盤	再生クラッシャーラン, RC-40, t=30cm	m2	27	
			上層路盤	粒度調整碎石, M-30, t=10cm	m2	27	
			表層	1.4m≤W 再生密粒度, t=5cm	m2	27	
		透水性舗装工（歩道）					
			フィルター層	砂, t=5cm	m2	327	
			路盤	クラッシャーラン, C-30, t=10cm	m2	327	
			表層	2.4m≤W 透水性舗装用加熱アスファルト, t=3cm	m2	327	
	区画線工				式		
		区画線工			式		
			溶融式区画線	実線, 白色, W=15cm	m	61	
			溶融式区画線	実線, 白色, W=20cm	m	66	
			溶融式区画線	実線, 白色15cm換算	m	45	矢印・記号・文字
			溶融式区画線	実線, 白色, W=45cm	m	20	
			ペイント式区画線	溶剤型, 加熱式, 実線, 白色, W=15cm	m	120	
			区画線消去		m	230	
	仮設工						
		交通管理工					
			交通誘導警備員B		式	1	

工 事 数 量 総 括 表							
工事区分	工種	種別	細 別	規 格	単位	設計数量	摘要
標識							
	大型標識工						
		作業土工					
			床掘	土砂、小規模	式	1	
			埋戻	土砂、小規模	式	1	
		残土処分工					
			土砂等運搬	土砂 運搬距離 L=12.1km	m3	1	
			処分	土砂	m3	1	
		標識基礎					
			抵抗板付鋼製杭基礎工	施工条件Ⅱ 施工回数が2回の場合	式	1	
			抵抗板付鋼製杭基礎	アイバーンカー基礎100型V □400 A,C型標識	基	2	
		標識柱					
			標識柱設置	片持式 1基当りの総重量400kg以上	基	2	
		標識板					
			標識板設置	案内標識（新設）、カプセルブリス ム 1枚当りの面積2.0m2以上	枚	2	標識板裏面塗装（景観色）
			標識板設置（添加式）	案内標識（新設）、カプセルブリス ム 1枚当りの面積2.0m2以上	枚	2	添加式金具設置 自専道案内標識
	舗装工						
		透水性舗装工					
			フィルター層	砂、t=5cm	m2	3	
			路盤	C-30、t=10cm	m2	3	
			表層	透水性舗装As t=3cm	m2	4	
	構造物撤去工						
		構造物取壊工					
			舗装版切断	t≦15cm、As舗装	m	9	
			舗装版破砕	t≦15cm、As舗装	m2	5	
		殻運搬処理工					
			殻運搬	As殻 運搬距離L=6.8km	m3	0.1	4.6×0.03=0.138m3
			処分		t	0.3	0.138m3×2.10=0.0.290t
	仮設工						
		交通管理工					
			交通誘導警備員B		式	1	